

不利益処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	建設局総務部管理課(06-6615-6678)
処分課（担当）名	建設局総務部管理課・道路部調整課・工営所
処分の名称	道路占用料の徴収
概要	道路の占用については、大阪市道路占用料条例に基づき占用料を徴収します。
根拠法令等 及び条項	道路法第39条 大阪市道路占用料条例 (http://www1.g-reiki.net/reiki37e/reiki.html)
処分基準	大阪市道路占用料条例 大阪市道路占用料条例施行規則
ホームページ	http://www.city.osaka.lg.jp/kensetsu/page/0000021522.html
備考	